

知っていますか？

埋め立てには許可が必要です

【土砂などによる埋め立ては…】

土砂などによる土地の埋め立てなど(埋め立て、盛土、たい積)を行う場合には、市または県の許可が必要です。平成23年度は、市では4件の許可をしました(表1)。

無届けによる埋め立てなどや産業廃棄物を混入させて埋め立てするなどを行った場合には、関係法令などにより罰せられますので、所定の手続きをした上で事業を実施してください。

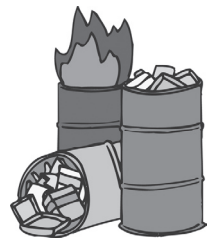
【市や県の許可が必要なもの】

土砂などによる土地の埋め立てなどを行う「事業計画区域面積」が300㎡以上5000㎡未満の場合は「牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規則に関する条例」に基づき市の許可が必要となります。また、「事業区域面積」が5000㎡以上の場合には「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、茨城県の許可が必要となります。

ここ数年、産業廃棄物の不法投棄や違法な埋め立て行為が近隣市町村で発生し、問題になっています。市でも、市民の安全と住み良い生活環境を守るための監視体制を強めています。不審な車両や不自然な場所を出入している大型トラックなどを見つけた場合には、廃棄物対策課までご連絡ください。

問 廃棄物対策課 ☎ 内線1571

野焼きを 発見したら…



市に、野焼き(野外焼却)による悪臭や煙の苦情が寄せられています。ごみをドラム缶や簡易焼却炉、地面を掘って焼却することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されており、違反すると厳しく罰せられます。

ごみを燃やすと火災発生の原因となるばかりでなく、煙や臭いにより気分が悪くなったり、洗濯物や布団が汚れる・臭いがつくなどの近所の方への迷惑となります。

また、不完全燃焼によりダイオキシンなどの有害物が発生する恐れがありますので、ごみは絶対燃やさないでください。

野焼きを発見したら、廃棄物対策課もしくは牛久警察署生活安全課まで連絡をお願いします。

問 廃棄物対策課 ☎ 内線1571、牛久警察署生活安全課 ☎ 871-0110

龍ヶ崎地方衛生組合 龍からのお知らせ

平成25・26年度龍ヶ崎地方衛生組合競争入札参加資格審査申請受け付け

平成25年5月1日から平成27年4月30日までに、龍ヶ崎地方衛生組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタントなどの業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請の受け付けが始まります。入札や見積もりに参加希望の方は必ず資格申請を受けてください。

受付期間 平成25年2月1日(金)～28日(木)※土・日曜日、祝日を除く。

受付時間 午前9時～午後4時30分※正午～午後1時を除く。

受付場所 龍ヶ崎地方衛生組合総務課財務係

申請書類 全国統一様式(国土交通省統一様式可)※詳細は、平成25年1月4日(金)から配布される「競争入札参加資格審査申請の手引」をご覧ください。

申・問 龍ヶ崎地方衛生組合総務課財務係 ☎ 0297-641144 FAX 0297-641145 HP <http://www16.ocn.ne.jp/~ryu-1144/>